交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の９第１項第６号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第３項の規定により届け出ます。

　　　　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名

佐賀県知事　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲り渡した者の氏名 |  | |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品　名 | 数　量 |
|  |  |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称 |  | |
| 譲り受けた日時 |  | |
| 譲り受けた場所 |  | |
| 譲り受けた事由 |  | |
| 廃棄の日時(予定) |  | |
| 廃棄の場所(予定) |  | |
| 廃棄の方法(予定) |  | |
| 参考事項 |  | |

備考

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。

３　申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

４　譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

この事務手続きに伴いお預かりした個人情報は届出事務に利用し、第三者に提供しません。ただし、関係法令の目的達成のため必要な場合、法令等に定めがある場合、公益上の見地からやむを得ない場合などに提供や利用する場合があります。